

愛知県文化財保存活用大綱(案)に対する意見の概要と県の考え方

序章 愛知県文化財保存活用大綱策定の趣旨

No.	意見の概要	県の考え方
1	○P1・2 大綱が対象とする文化財 文化庁の見解では、自然科学系資料(標本)は、文化財に含まれることとされていることから、序章の「大綱が対象とする文化財」に、「自然系資料」を加えてください。	自然科学系の標本は、国では、天然記念物の指定対象に含まれており、県でも同様となります。

第I章 文化財の保存・活用に関する基本的な指針

No.	意見の概要	県の考え方
2	○P5・1(1) 自然と人々の営み 知多半島先端部には、師崎層群と総称される1600万年前の地層が露出し、ここからは、世界で唯一といってもよい深海生物化石群集が発見されており、アメリカやヨーロッパなど、世界的に用いられている古生物学の教科書にも紹介されている。また、国立科学博物館にも、日本を代表する化石群集として「師崎層群の深海生物化石群集」として独立したコーナーが設けられるなど、世界的に著名な化石産地である。 この部分で、現在の師崎層群の化石群集の価値を端的に説明する必要があります。江戸時代から知られていたことに文化財としての価値はありません。	師崎層群における深海生物化石の希少性については、加筆してまいります。 なお、江戸時代から博物学的な興味の対象となってきたことは、研究史の上でも注目すべきことと考えています。
3	○P6・1(2)ア 考古学の成果 本県は、古代の東山古窯・猿投山西南麓古窯以来、全国有数の窯業地帯であることを強調すべき。	窯業は古代から現代に至るまで、本県を代表する産業であることから、陶土の起源を含め、複数個所で紹介しています。
4	○P14・3(3)イ 無形の民俗文化財 警固祭りについて、後継者不足と献馬や草鞋などの調達という課題を持ちながら、伝統文化の復活に向けて活動している各地域の人々の努力についても紹介すべき。	棒の手と警固祭りは、本県の農村部を代表する祭礼行事として紹介しています。 また、地域社会の努力が文化財を支えると同時に、このような行事の開催自体が地域の求心力となっていることも重要と考えており「終章」で触れています。
5	○P14・3(3)イ 無形の民俗文化財 猿投神社の祭礼への飾馬の奉納は、豊作の年でなく、雨乞祈願のためとされています。	猿投神社をはじめ、各神社への飾馬の奉納は、豊作の年だけでなく、慶事等に際しても行われたとされており、本文の記述を改めます。
6	○P20・3(9) 自然系文化財 第I章の「県内文化財の現状と保存・活用に関する取組の指針」に(9)として、自然系文化財の項目を設けるとともに、その課題として、「県内自然史系資料について、詳細情報の総合的な把握ができていない。」などの文言があつてしかるべきと思われます。	自然系の標本については、「(4)ウ 天然記念物」に含まれますが、これまで、所在調査等が十分ではなかったことから、今後の課題として検討してまいります。

第Ⅱ章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

No.	意見の概要	県の考え方
7	<p>○P22・1(1)文化財の調査活動</p> <p>個人所有の建造物について、県と市町村等で所在情報を共有するとともに、破却を避けるために、移築保存できるようなシステムの構築を望みたい。</p>	<p>歴史的建造物については、2018年度から6か年計画で現況調査を実施中であり、県・市町村と情報の共有を進めてまいります。</p>
8	<p>○P22・1(2)文化財の指定</p> <p>半田市内には、多くの山車が残されており、祭礼行事も盛んであるが、これは地域の人たちの労力と費用負担に支えられている。若い世代の人たちへの継承のためには、社会的評価が得られることも必要と考えているので、無形民俗文化財としての指定を推進願いたい。</p>	<p>山車まつりは、本県を代表する祭礼行事であり、学術的調査に基づき、評価の高いものについては、無形民俗文化財としての指定を検討してまいります。</p>
9	<p>○P22・1(2)文化財の指定</p> <p>半田市内は5年に一度実施される「はんだ山車まつり」による効果も大きく、現在はどの地区も大きな盛り上がりを見せている。しかし、人材の育成がなければ担い手不足になることは自明である。地元の努力はもちろん必要であるが、行政の支援は不可欠と考える。財政的な支援と同時に、無形民俗文化財としての指定など、公的な評価が必要と思う。</p>	<p>山車まつりは、本県を代表する祭礼行事であり、学術的調査に基づき、評価の高いものについては、無形民俗文化財としての指定を検討してまいります。</p>
10	<p>○P22・1(2)文化財の指定</p> <p>無形民俗文化財は、人による継承が主体であり、後継者の意識によるところが大きい。文化財への指定といった公的な評価が継続を支える要素ともなるので、未指定の行事等についても、再調査のうえ、指定が必要と考えている。</p> <p>瀬戸市の幡山地区と近隣では、警固祭りが「郷社祭り」として伝承されており、県の無形民俗文化財としての指定を望みたい。</p>	<p>警固祭りは、本県の農村部を代表する祭礼行事の一つと考えており、学術的調査に基づき、評価の高いものについては、無形民俗文化財としての指定を検討してまいります。</p>
11	<p>○P22・2文化財の修理、整備等への支援</p> <p>文化財の修理には、莫大な金額が必要であり、事業者の負担も大きいことから、補助制度の充実が必要だと思う。</p> <p>また、国の登録有形文化財建造物の修理等への補助は、設計・施工管理費のみが対象であり、県独自の補助も検討してほしい。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>
12	<p>○P24・4(2)文化財担当職員の確保</p> <p>市町村により、学芸員等の配置の差が大きいことから、専門職員の採用等について、県から市町村に積極的に指導してほしい。</p>	<p>文化財の保存と活用には、専門的知識を有する職員の配置が不可欠と考えていますので、市町村には、様々な機会を通じてその必要性を説明していきます。</p>

No.	意見の概要	県の考え方
13	○P24・4(2)文化財担当職員の確保 自然史系文化財が文化財である以上、自然史系資料に造詣の深い理科系大学の文化財担当専門員の採用について検討の必要性を一文加えていただきたい。	御意見としてお伺いしました。
14	○P24・4(2)文化財担当職員の確保 文化財担当の専門職員については、『県、市町村とも発掘調査に対応するため、考古・埋蔵文化財分野を専攻した者が多く採用された経緯がある』、『一方、それ以外の分野については、専門職員の配置はほとんど見られない』とのことですが、文化財の保存・活用を適切に行うためには、まずは、市町村を指導・助言する立場である県に各分野の専門職員を配置する目標（指針）を示す必要があると思います。	御意見としてお伺いしました。
15	○P26・5(1)基礎情報の提供 文化財に関する情報提供について、現状の「文化財ナビ」を発展させ、ICT(情報通信技術)を活用して、データベース化を進める。権限を持つアクセス者(文化財について、専門知識を有する者等)が、適宜、アップデートや修正を行えるようにするとともに、現状の写真や動画等も掲載し、検索しやすいシステムとしてほしい。	いただいた御意見を参考に、効果的な情報提供に努めてまいります。

第三章 県内市町村への支援の方針

No.	意見の概要	県の考え方
16	○P31・4(3)県から市町村への権限移譲 『現状においては、政令・中核市あるいはそれ以外の市と町村といった行政規模により、一律的な内容になっている』とのことですが、市町村が処理すべき文化財保護事務の内容は、市町村の行政規模の他、その管内に所存する文化財の状況によって様々であると思われます。市町村の実情に応じて、文化財保護事務が速やかに処理できるよう、県が自らの支援体制と市町村の意向を確認しながら、県から市町村への権限移譲が適切に行われることを願っています。	文化財保存活用地域計画を策定するなど、積極的に文化財保護行政に取り組む市町村に対しては、その体制に応じた権限移譲を検討してまいります。

第四章 防犯・防災対策と緊急時の対応

No.	意見の概要	県の考え方
17	○P32・1(2)文化財の巡視活動 尾張旭市で毎年1月の文化財防火デーに実施している消防署員と文化財担当職員の合同防災点検パトロールは効果的だと思う。 また、文化財保護指導委員のパトロールは、国・県の指定文化財だけでなく、登録文化財も対象とすべき。	いただいた御意見を参考に、文化財の巡視活動を続けてまいります。 なお、登録文化財は近年、件数が大きく増加しており、全てを対象とすることは、文化財保護指導委員の加重負担となる可能性が大きいことから、対象から除外しています。

第V章 文化財の保存・活用の推進体制

No.	意見の概要	県の考え方
18	<p>○P38・2(2)文化財保護指導委員</p> <p>文化財保護法の改正により、市町村への文化財保護指導委員の設置規定が加えられたことから、県と市町村の文化財保護指導委員の協力体制が整えば、より効果的な活動ができるのではないかと。</p>	<p>今後、市町村における文化財保護指導委員の配置状況を踏まえ、効果的な役割分担について検討してまいります。</p>
19	<p>○P40・4(4)NPO法人、民間団体との連携</p> <p>文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律が本年5月に施行されました。</p> <p>この法律では、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的に推進するために、協議会を設立する必要があることから、県の保護部局は、県や市町村における、協議会設置について積極的な役割を果たしてほしい。</p> <p>また、協議会設置にあたっては、地域にある文化財（文化資源、文化観光拠点施設）が、歴史的な祭行事、史跡等、またその復元建造物等である場合、その地域の住民や商店、事業者、市民団体等が、関与・参画したいという意欲はとても大きいと思います。例えば、個人歴史研究者、また対象資源施設等でガイドや清掃、行事の準備や運営等に善意で関わっているボランティア、またその資源施設等とは何の関係もないが、社会貢献（フィランソピー、メセナ、CSR）として関与・参画を希望される企業もあるでしょう。そのような方々が協議会の構成員に加われれば、協議会の活性化を図ることができると思います。</p> <p>協議会設置の際は、公募の実施等、広く市民の参加・参画を呼び掛けることが肝要と思います。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>
20	<p>○P.42「文化財保護体制の現状と機関との連携」表</p> <p>“愛知県文化財保護審議会”の中に“自然史系資料”を検討する部会がありません。この部会が存在しないために今後の悉皆調査における標本の価値判断ができなくなると考えられます。</p>	<p>自然史系資料については「天然記念物」に含まれることから、愛知県文化財保護審議会では第IV部会（史跡・名勝・天然記念物、文化的景観）で検討しています。</p>

全 体

No.	意見の概要	県の考え方
21	<p>将来を見据えた大綱ならば、総合博物館建設に関する、何らかの言及が大綱の中にあってしかるべきと考えます。</p>	<p>御意見としてお伺いしました。</p>